

板橋区直営軽小型車による清掃工場  
等への直接搬入に関する実施要綱

(平成12年4月1日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽小型車(狭小路地用)による引き出し作業を実施する場合の軽小型車による清掃工場等への直接搬入について必要な事項を定める。

(搬入条件)

第2条 軽小型車の清掃工場等への直接搬入は、次に掲げる場合とする。

- (1) 狭小路地等における引き出し作業に伴い中継所の確保が困難であるとき。
- (2) 直接搬入を行うことにより作業の効率性の向上・安定化が図れるとき。

(廃棄物の種類及び搬入施設)

第3条 廃棄物の種類及び搬入施設は、「直接搬入の搬入時間・条件等一覧」(別表)のとおりとする。

(搬入車両)

第4条 清掃工場等への直接搬入ができる車両は、次の軽小型車とする。

- (1) 軽小型平ボディ車
- (2) 軽小型ダンプ車

(搬入手続等)

第5条 清掃工場等への直接搬入を行うときは、搬入時間・条件等一覧を基に、東京二十三区清掃一部組合(以下「一部事務組合」という。)と協議するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項又は変更等の必要が生じたときは、一部事務組合と23特別区が協議のうえで決定する。ただし、他の特別区に不利益のないときは、一部事務組合と関係区との協議とすることができる。

2 清掃工場等への直接搬入を行うときは、直接搬入する軽小型車ごとにICカードを作成し、搬入を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

## 別表

## 直接搬入に伴う搬入時間・条件等一覧

処理施設名称		搬入時間	搬入ゲート・ホッパー等	搬入車種	運営・操業協定等	
清掃工場	中央	8:20 ~ 15:45 (12:00~13:00は除く)	ダンピングボックス (1番・2番ゲート)			
	港		ダンピングボックス (12番・13番ゲート)			
	北		ダンピングボックス (1番・8番ゲート)			
	目黒		ダンピングボックス (8番ゲート)			
	大田		ダンピングボックス (1番ゲート)			
	多摩川		ダンピングボックス (8番ゲート)			
	千歳		ダンピングボックス (1番ゲート)			
	渋谷		ダンピングボックス (4番ゲート)			
	杉並		ベルトコンベアの設置 してあるゲート		自区内から発生する 廃棄物のみ搬入可能	
	板橋		ダンピングボックス (7番・8番ゲート)			
	豊島		ダンピングボックス (1番ゲート)			
	練馬		搬入先で指示するゲート	原則軽小型ダンプ車		
	光が丘		搬入先で指示するゲート	原則軽小型ダンプ車		
	墨田		ダンピングボックス (1番ゲート)			
	新江東		ダンピングボックス (1番・20番・21番ゲート)			
	有明					
	足立		8:20 ~ 15:45 (12:00~13:00は除く)	搬入先で指示するゲート	原則軽小型ダンプ車	
	江戸川			ダンピングボックス (1番・9番ゲート)		
品川	ダンピングボックス (1番・2番ゲート)					
中継所	堀船中継所	8:00~15:00 (12:00~13:00は除く)				
京浜島不燃ごみ処理センター		8:20 ~ 15:45 (12:00~13:00は除く)				
中防不燃ごみ処理センター		8:00~16:00 (12:00~13:00は除く)				